

意見書

平成 20 年 6 月 23 日

総務省情報通信政策局
放送政策課 御中

郵便番号 461-8503

住所 なごやしひがしくひがしくら ちょうめ ほん こう
名古屋市東区東桜一丁目14番27号

氏名 とうかい ほうそうかぶしきがいしゃ
東海ラジオ放送株式会社

代表取締役社長 しむらふじお
志村富士夫

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

| 頁 | 行 | 意見の対象となる該当箇所 | 意見 |
|------|-----------|---|---|
| 全体 | | 全体 | 放送業界が実現に向けて取り組んでいるデジタル放送についてマルチメディア放送の一形態として周波数割り当てを含め具体的に記述されたことを評価し、既存ラジオ局のノウハウの活用等を上げている点など、賛同できる内容となっている。 |
| 14 頁 | 表中央、上段 | 全国をどのように分離してブロックを定めるかについては、国が定める方法、事業者が定める方法がある。 | 放送対象地域について 地方ブロック向けデジタルラジオ放送のブロックわけは、国民・聴取者の利益、地域の生活圏、経済、文化、歴史などを総合的に考慮し、関係事業者の意向も尊重して決定するのが望ましい。 |
| 30 頁 | 11 行～21 行 | このような事業展開の柔軟性を確保するためには、ハード事業者とソフト事業者が異なることを許容する「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる。…… | ハード・ソフトの分離制度の導入について 放送サービスはハード・ソフト一致による事業形態が望ましいが、地方ブロック向けデジタルラジオ放送においてはハード整備に多額の資金を必要とすることなどから、ハード・ソフト分離型制度の提案は検討に値すると考えられる。しかし、ハード・ソフトを一体的に運用できるシステムが望ましい。 又、放送であることを鑑みれば、ソフト事業者の編成権を保障することはきわめて重要である。新サービスであっても、既存ラジオ事業者の持つノウハウが生かされるような制度整備が望ましい。 |

| | | | |
|-------------|--------------------|---|--|
| 31 頁 | 17 行-28 行 | マルチメディア放送は、希少性の高い地上放送の周波数を用いること等から、参入できる事業者が一定数に限られる一方、一定の社会的影響力を有することが考えられる。…… | 出資規律について 地方ブロック向けデジタルラジオ放送を含むマルチメディア放送について、「放送局に係る表現の自由享有基準」を適用するとした上で「基本的には緩和の方向」としたことを支持する。既存放送事業者とその他の参入希望事業者とで不公平とならないよう配慮されることをお願いしたい。 |
| 39 頁 | 7 行-11 行 | 端末の普及を実現するための手段としては、本サービスへの参入を希望している事業者の選定に当たり、受信端末の普及のための施策を審査項目とする等…… | 受信端末の普及について 受信端末の普及は、事業者にとって必須条件であるが、普及の施策は事業者の自主性にゆだねるべきである。 |
| 41～ 48 頁 | (3) 国内規格 の統一の要否 | マルチメディア放送の技術方式のあり方については……。 | 技術方式について 端末普及促進のためにも、地方ブロック向け放送の技術方式と、全国向け放送の技術方式を同一方式の採用により、受信端末コストの低廉化、受信環境の整備も容易となることが想定できる。 |